

## 法務省令第20号

不動産登記令（平成16年政令第379号）第27条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成29年4月17日

法務大臣 金田勝年

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）の一部を次のように改正する。（抜粋）

第五章の次に次の一章を加える。

### 第六章 法定相続情報

（法定相続情報一覧図）

**第247条** 表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人（第3項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報（次の各号に掲げる情報をいう。以下同じ。）を記載した書面（以下「法定相続情報一覧図」という。）の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。

一 被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日

二 相続開始の時ににおける同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄

2 前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。

一 申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄

二 代理人（申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあつてはその親族若しくは戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項に掲げる者に限る。以下本条において同じ。）によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 利用目的

- 四 交付を求める通数
  - 五 被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号
  - 六 申出の年月日
  - 七 送付の方法により法定相続情報一覧図の写しの交付及び第六項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨
- 3 前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 法定相続情報一覧図（第1項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。）
  - 二 被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書
  - 三 被相続人の最後の住所を証する書面
  - 四 第1項第二号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
  - 五 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面
  - 六 申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）
  - 七 代理人によって第1項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面
- 4 前項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第2項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。
- 5 登記官は、第3項第二号から第四号までに掲げる書面によって法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。
- 6 登記官は、法定相続情報一覧図の写しを交付するときは、第3項第二号から第五号まで及び第四項に規定する書面を返却するものとする。
- 7 前各項の規定（第3項第一号から第五号まで及び第四項を除く。）は、第1項の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用する。

(法定相続情報一覧図の写しの送付の方法等)

**第248条** 法定相続情報一覧図の写しの交付及び前条第6項の規定による書面の返却は、申出人の申出により、送付の方法によりすることができる。

2 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

附則

この省令は、平成29年5月29日から施行する。 \_\_

※ 戸籍法第10条の2第3項に掲げる者とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士で、各士業法の規定を根拠に設立される法人を含む。